

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	17 件

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月

私は、平成7年4月から就職するに当たり、就職先から年金手帳の提出を求められたので、同年3月末頃にA県B市役所において、国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、加入手続当日、同市年金課とは少し離れた1階にあった市役所の収納窓口で、1万2,000円ほど納付した。また、その保険料の領収証書を同市年金課窓口を持参し、同日、年金手帳の交付を受けた。私が国民年金の保険料を納付したのはこの時の一度だけなので、強く印象に残っている。

申立期間の国民年金保険料は納付しているはずなので、申立期間を納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が平成7年3月末頃にB市役所において、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を同日に行ったこと等を具体的に陳述しているところ、同市のオンラインシステム記録及び新規手帳払出簿により、申立人に係る国民年金の加入届出日、国民年金手帳記号番号の払出日、同年3月の国民年金保険料納付書の発行日及び年金手帳の交付日は、いずれも同年3月29日であり、その加入手続の窓口は、市役所窓口であることが、それぞれ確認できることから、申立人の陳述内容に不自然な点はない。

また、B市は、申立期間当時、同市年金課とは少し離れた1階に収納窓口があり、その収納窓口において国民年金の現年度保険料を納付できたとしている上、申立期間当時の国民年金保険料額も申立人が陳述する金額とおおむね符合しており、納付の意思をもって国民年金に加入した申立人が、加入手続のみを行い、1か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立期間のうち、平成9年4月から同年7月までは41万円、同年8月から10年9月までは47万円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月1日から10年10月1日まで
: ② 平成10年10月1日から11年4月1日まで

ねんきん定期便によると、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円と記録されていることが分かった。

申立期間においては、41万円から47万円までの給与を受け取っていた。当時のA社は、不況で資金繰りに苦労し、保険料を滞納していたので、経理の責任者と社会保険事務所の職員が相談し、私の報酬月額を減額したものである。申立期間の標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録によると、A社における申立人の標準報酬月額は、当初、平成9年4月から同年7月までは41万円、同年8月から10年9月までは47万円と記録されていたところ、同年1月8日付けで、9年4月1日に遡って9万8,000円に訂正されていることが確認できる。また、同社の取締役二人の標準報酬月額も、申立人と同様に、同日付けで遡って訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人の申立期間①における給与額が、当該遡及訂正後の標準報酬月額に見合う額まで減額されたことを直接確認できる資料は見当たらないところ、上記の取締役二人のうち、一人から提出された給与明細書によると、当該取締役は、当該期間において訂正される前の標準報酬月額に見合う給与を支給されていることが確認できることから、申立人についても当該取締役と同様

に、当該期間において訂正される前の標準報酬月額に見合う給与を継続して支給されていた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間①においてA社で厚生年金保険被保険者記録が確認できる元従業員の一人は、「A社は、遡及訂正処理当時、厚生年金保険料を滞納していた。」旨陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成10年1月8日付けで行われた遡及訂正処理は、事実即したのものとは考え難く、申立人について9年4月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成9年4月から同年7月までは41万円、同年8月から10年9月までは47万円に訂正することが必要である。

申立期間②については、申立人が、「申立期間②当時は、前述の元取締役ではなく、私が社会保険事務も含めて経理事務を担当していた。直前の期間に引き続き厚生年金保険料を滞納していたので、前述の元取締役と相談して、給与支給額及び保険料控除額はそのままとし、標準報酬月額のみ引き下げる手続きをした。」と陳述しているところ、当該元取締役は、療養中のため調査に対して協力が得られないことから、当該期間当時のA社における事務処理の事情等について確認できない。

また、前任の代表取締役の死去に伴い、平成10年1月*日にA社の代表取締役に就任した者は、「私が代表取締役に就任した当時から、申立人が経理事務全般を行っていた。私は、経理に関することは分かっていなかった。」と陳述している。

さらに、A社は、平成12年に破産している上、前述の元代表取締役は、上記の陳述以外、調査に対して協力が得られないことから、申立人の当該期間に係る給与額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると

認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。したがって、申立人は、上記のとおり経理事務担当者として、A社の社会保険事務に関与していたと考えられることから、申立期間②については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認された場合においても、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成11年10月から13年7月までは44万円、14年2月から16年8月までは41万円、同年9月から18年6月までは32万円、同年9月から19年2月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から19年3月11日まで

厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

全てではないが、申立期間の給与支払明細書等を提出するので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書及びA社から提出された賃金台帳の厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成13年7月は44万円、18年1月から同年6月までは32万円、同年9月から19年2月までは38万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成14年2月から同年12月までの期間及び17年1月から同年12月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された平成15年度及び18年度の市民税・県民税特別徴収税額の通知書（以下「特別徴収税額通知書」という。）から推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成14年2月から同年12月までは41万円、17年1月から同年12月までは32万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成15年1月から16年12月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、B銀行発行の申立人に係る給与振込額の記載がある普通預金元帳の記録、平成15年度及び18年度の特別徴収税額通知書並びに複数の元同僚から提出された給与支払明細書から推認できる申立人の報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成15年1月から16年8月までは41万円、同年9月から同年12月までは32万円とすることが妥当である。

加えて、申立期間のうち、平成11年10月から13年6月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、オンライン記録によると、11年10月の定時決定により50万円から26万円に減額され、13年8月の随時改定により26万円から44万円に増額されているが、申立人から提出された同年7月分の給与支払明細書を見ると、報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに基づく標準報酬月額は、いずれもオンライン記録よりも高い44万円であることが確認できる。また、複数の元同僚も、申立人と同様に11年10月の定時決定により標準報酬月額が減額され、13年8月の随時改定により標準報酬月額が増額されていることが確認できる。当該元同僚から提出された給与支払明細書を見ると、定時決定により減額される前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が継続して控除され、報酬月額についても厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額以上の額が支給されていることが確認できる。これらのことから、申立人の標準報酬月額について、当該期間に係る厚生年金保険料控除額等を直接確認できる資料は無いものの、前述の元同僚に係る厚生年金保険料控除の状況から、当該期間についても、少なくとも同年7月と同じ報酬月額及び厚生年金保険料控除額であったと考えるのが相当であることから、11年10月から13年6月までは44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、平成11年10月から13年7月までの期間及び14年2月から19年2月までの期間について、オンライン記録における標準報酬月額が上記により認められる標準報酬月額と長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年12月、18年7月及び同年8月については、申立人提出の給与支払明細書又はA社から提出された賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と一致するか又は低額である。したがって、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成13年8月から同年11月までの期間については、厚生年金保険料控除額を直接確認できる資料が無い上、申立人から提出された当該期間の前後の月の給与支払明細書により、両月の厚生年金保険料控除額が同額であることが確認できること、及び元同僚の同期間の給与明細書を見ると、厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額が同額で推移していることが確認できることから、申立人についても、当該期間は前後の月と同額の厚生年金保険料が控除されていたものと推認でき、当該厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と一致する。したがって、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

さらに、申立期間のうち、平成14年1月については、前述の平成15年度の特別徴収税額通知書の給与収入額から推認できる報酬月額は、オンライン記録より低くなっている。したがって、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成14年3月から15年8月までは18万円、同年9月から16年12月までは26万円、17年1月は20万円、同年2月から同年9月までは26万円、同年10月は22万円、同年11月から18年6月までは26万円、同年7月は22万円、同年8月から同年12月までは26万円、19年1月は24万円、同年2月から同年6月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年6月25日から13年1月26日まで
② 平成14年3月4日から19年7月7日まで

厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の支給額より低額で記録されていることが分かった。

給与明細書等を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書の厚生年金保険料控除額から、申立期間②のうち、平成17

年1月は20万円、同年2月、同年4月、同年8月及び同年9月は26万円、同年10月は22万円、同年11月から18年4月までの期間及び同年6月は26万円、同年7月は22万円、同年9月から同年12月までは26万円、19年1月は24万円、同年2月から同年6月までは26万円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、平成17年3月、同年5月から同年7月まで、18年5月及び同年8月については、申立人は、当該期間の給与支払明細書を所持していないものの、当該期間の前後の期間の給与支払明細書において確認できる保険料控除額が同額であることから、申立人は、当該期間についても前後の期間と同額の標準報酬月額(平成17年3月、同年5月から同年7月まで、18年5月及び同年8月は26万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

2 申立期間②のうち、平成14年3月から16年12月までの期間については、オンライン記録によると、申立期間①及び②においてA社で被保険者記録が確認できる元同僚の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額と当該期間において、ほぼ同じ推移であることが確認できるところ、当該元同僚から提出された当該期間に係る給与支払明細書及び源泉徴収票を見ると、当該元同僚の厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

また、申立人が給与支払明細書を所持している期間に係る当該元同僚の給与支払明細書を見ると、申立人と同額の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立人及び当該元同僚の陳述並びに当該元同僚が所持する給与支払明細書から、A社では、平成14年以降の期間において全従業員が同一の給与体系であった状況がうかがえるところ、申立人と元同僚が所持する17年の給与支払明細書により、両者の基本給額が同年以降、ほぼ同額であることが確認できることから、同年より前の当該期間についても、両人の基本給額はほぼ同額であったものと考えられる。

加えて、当該元同僚の給与支払明細書で確認できる給与支給額は、当該期間において、おおむね厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を上回っている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、当該元同僚と同額の標準報酬月額(平成14年3月から15年8月までは18万円、同年9月から16年12月までは26万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②当時の資料を保管していないため不明であると回答しているものの、当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額が、上記によ

り認められる標準報酬月額と長期にわたり一致していないことから、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所（当時）に届出ており、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間①について、A社は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は保管していない。」旨陳述している。

また、申立人は、申立期間①に係る給与支払明細書等を所持していない上、元同僚からも当時の給与支払明細書等を入手できず、具体的な陳述も得られなかったことから、申立人の申立期間①における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

さらに、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は確認できない。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和34年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から34年9月1日まで

厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、A社C支店に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を受けた。私は申立期間も退職することなく、継続して同社B支店に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答、複数の同僚の陳述、同僚から提出された給料明細書及び市民税県民税特別徴収税額の納税者への通知書(昭和34年度分)から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（A社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、これを確認できる資料等はないものの、B社が、「申立期間当時、従業員の社会保険は、D市のA社本社で一括して加入させていたが、同社C支店が新規適用事業所となったことに伴い、同支店の在籍者については、同社本社での資格を喪失させた。」と回答しているところ、オンライン記録によると、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となった日が、昭和34年9月1日であることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務の過誤により申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 33 年 8 月から 34 年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成21年11月1日から同年12月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、18万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の17万円とされているが、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる同年4月から同年6月までは、標準報酬月額18万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を18万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年9月1日から同年12月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が17万円と記録されているが、正しくは18万円であるので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成21年9月1日から同年12月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成21年9月1日から同年11月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年11月1日から同年12月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間

であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間のうち、平成 21 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、申立人から提出された給与明細書等により、当該期間の標準報酬月額決定の基礎となる同年 4 月から同年 6 月までは、標準報酬月額 18 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における当該期間に係る標準報酬月額の記録を 18 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成 21 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間については、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立人から提出された給与明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 21 日から 40 年 11 月 30 日まで
② 昭和 41 年 7 月 22 日から 42 年 8 月 16 日まで
③ 昭和 42 年 11 月 18 日から 43 年 1 月 26 日まで
④ 昭和 45 年 3 月 19 日から同年 6 月 1 日まで

A社、B社、C社及びD社に勤務した期間（それぞれ申立期間①、②、③及び④）については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、D社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和45年9月9日に支給決定されている。

しかし、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日より前にあるE社における被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっており、このことについて申立人は、「E社で厚生年金保険に加入していることは、同社に勤務していた時から分かっていたので、私が脱退手当金を請求したのであれば、同社での被保険者期間を請求し忘れるはずがない。」と陳述している上、同社における被保険者期間が23か月と比較的長期であることを踏まえると、申立人が同社における被保険者期間を失念して脱退手当金を請求するとは考え難い。

また、E社における被保険者期間は、申立期間の4社における被保険者期間

と同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていたにもかかわらず、脱退手当金の計算の基礎とされていないことは事務処理上、不自然である。

さらに、申立人は、「D社を退職した後も、別の事業所で働き続けるつもりだった。」と陳述しているところ、オンライン記録によると、申立人は、脱退手当金の支給決定日から約4か月後の昭和46年1月25日に別の事業所で厚生年金保険被保険者資格を再取得しており、申立人の主張に不自然さはなく、申立人が当時、脱退手当金を請求する意思を有していた事情はうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成16年1月5日から19年4月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果20万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、当該期間において9万8,000円を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を、16年1月から同年9月までは20万円、同年10月は19万円、同年11月から17年8月までは20万円、同年9月から同年12月までは19万円、18年1月から19年3月までは20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(9万8,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成21年4月1日から23年3月21日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額36万円、21年4月から同年6月までの期間及び22年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額41万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を、21年4月から同年8月までは36万円、同年9月から23年2月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月5日から23年3月21日まで
申立期間の標準報酬月額は、支給されていた給与額よりも低額となっている。申立ての事実を確認できる給与明細書等を提出するので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成16年1月5日から21年4月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年4月1日から23年3月21日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間のうち、平成16年1月5日から21年4月1日までの期間について、申立人は、標準報酬月額記録の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

そこで、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険資格記録事項訂正届を見ると、申立人の平成16年1月5日から21年9月1日までの期間に係る標準報酬月額は、当初、9万8,000円と記録されていたところ、同年5月21日に上述の訂正届が提出されたことにより、当該期間に係る標準報酬月額が20万円に訂正されたものの、当該期間のうち、16年1月5日から19年4月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の9万8,000円とされていることが確認できる。

また、当該期間に係る厚生年金保険料控除額についてみると、申立人が所持する平成21年分及び22年分の所得に係る源泉徴収票並びにA市が提出した20年分及び21年分の所得に係る市民税・県民税所得回答書を見ると、記載されている社会保険料は、上述の訂正届の提出日頃より前については、オンラインに記録されている訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に相当する保険料のおおむね2倍の金額が、当該提出日頃より後については、訂正後の標準報酬月額（20万円）に相当する保険料とおおむね符合する金額が控除されていたことが推認されるところ、同僚の所持する16年1月分から19年3月分までの給与明細書を見ると、オンラインに記録されている標準報酬月

額に相当する保険料の2倍の金額が控除されていることが確認できる。

さらに、雇用保険の被保険者記録、申立人の所持する平成22年5月分から23年3月分までの給与明細書及び申立人に係る給与振込先口座の入出金記録を見ると、i)給与振込額の1円単位の端数は、厚生年金保険料及び健康保険料の控除によって発生していること、ii)当該期間に係る給与振込額に同僚の給与明細書並びに上述の源泉徴収票及び市民税・県民税所得回答書から推認される保険料控除額を加えると、当該期間の大部分については1円単位の端数がなくなること、iii)一方、16年10月分及び17年9月分から同年12月分までの期間の給与振込額については、1円単位の端数が、保険料率の変更される直前の月と一致していることから、従前の保険料率で算出されたことがうかがえる。

加えて、当該期間に係る給与支給額についてみると、上述の給与振込先口座の入出金記録から、少なくとも標準報酬月額20万円に相当する報酬月額を上回っていたことが推認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、平成16年1月から同年9月までの期間は20万円、同年10月は19万円、同年11月から17年8月までの期間は20万円、同年9月から同年12月までの期間は19万円、18年1月から19年3月までの期間は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社及びC社の事業主からは照会に対し回答が得られなかったが、上記の給与明細書等により推認できる報酬月額及び保険料控除額に基づく標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と長期にわたり一致していないことから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成21年4月1日から23年3月21日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当該期間において、20万円と記録されている。

しかし、申立人から提出された給与明細書、給与振込先口座の入出金記録、源泉徴収票及び市民税・県民税所得回答書によると、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる平成20年4月から同年6月までは標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が、21年4月から同年6月までの期間及び22年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額41万円に相当する報酬月額が、事業主により申立人へ支払われていたことが認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、平成21年4月から同年8月までは36万円、同年9月から23年2月までは41万円に訂正することが

必要である。

他方、申立期間のうち、平成 19 年 4 月 1 日から 21 年 4 月 1 日までの期間については、上述のとおり、給与振込先口座の入出金記録、源泉徴収票及び市民税・県民税所得回答書等により推認できる報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、それらの資料において推認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致あるいは下回っている。

このほか、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成16年10月1日から17年9月1日までの期間に係る標準報酬月額記録については、32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年10月1日から17年9月1日まで
② 平成19年7月16日から20年9月1日まで

年金事務所の加入記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が9万8,000円と記録されているが、実際の給与額は32万円であったので訂正してほしい。

また、B社に勤務した期間のうち、申立期間②の標準報酬月額が15万円と記録されているが、実際の給与額は32万円であったので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額が実際の給与支給額とは異なっていると申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社

で総務関係業務を担当していた常務である元取締役は、「当社は当時、厚生年金保険料を滞納していたため、事業主の了解を得て、従業員の標準報酬月額を最低額に変更する届出を社会保険事務所（当時）に提出した。しかし、その後も最低額の標準報酬月額に基づく保険料ではなく、実際の給与額に見合う保険料を従業員の給与から控除し続けた。」旨陳述していることから、事業主は、上記の給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬月額は、おおむね 32 万円であるが、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和25年1月31日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月1日から25年1月31日まで

私は、兄が勤務していたA社へ昭和23年10月頃に入社した。同社では、同社B支店で兄と一緒に住み込みで勤務し、C職に従事していた。同社のB支店が被災し、同社が解散となったため、私は兄と一緒に退職した。

しかし、私のA社における厚生年金保険の被保険者記録は、兄より1年ほど短くなっているため、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社での退職前までの勤務状況に係る陳述、申立期間に同事業所に在籍していた同僚等の陳述から判断すると、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが推認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における被保険者資格の喪失日は、昭和24年2月1日と記録されているが、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格喪失日に係る記録は確認できない上、同事業所に係る書換え後の同名簿は見当たらず、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）も見当たらない。

また、A社に係る前述の被保険者名簿には、申立人と同様に資格喪失日に係る記録が確認できない者が多数見られるとともに、ほかに旧台帳でも資格喪失日が確認できない者、同台帳が見当たらない者も見られることから、社会保険出張所（当時）において、A社に係る年金記録の管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和25年1月31日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る前述の被保険者名簿の昭和24年1月の記録から、3,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月1日から12年2月1日まで
A社における勤務期間のうち、申立期間の標準報酬月額は9万2,000円と記録されているが、実際には30万円程度の給与を支給されていた。
申立期間について、適正な標準報酬月額へ訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（申立人の被保険者資格の喪失日と同じ平成12年2月29日）より後の平成12年3月7日付けで、10年2月に遡及して9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人から提出された平成10年分の所得に係る市・県民税課税（所得）証明書及びA社の顧問税理士から提出された平成11年度給与に係る給与集計表により、申立期間当時、申立人は、上記遡及訂正前の標準報酬月額に相当する給与を事業主から支給されていたことが推認できる。

さらに、i) 申立人の夫は、A社の代表取締役であったところ、申立人は、「当時、A社の管轄社会保険事務所であるB社会保険事務所（当時）の職員が自宅を訪れたことがある。」旨陳述していること、ii) 同社の顧問税理士及び複数の元役員が、「A社は、平成12年2月に不渡手形を出した。」と陳述していることから、当該遡及訂正処理日当時において、同社は社会保険料を滞納していたことがうかがえる。

加えて、商業登記簿によると、当該遡及訂正処理日当時、申立人は、A社の

取締役であったことが確認できるものの、上記の顧問税理士は、「申立人は単なる事務員であったので、自身の標準報酬月額を遡って引き下げる手続に関与したとは考えられない。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録の訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 30 万円に訂正することが必要である。

大阪国民年金 事案 6361 (事案 6107 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月から9年3月まで

私は、平成9年3月及び同年4月頃の間、申立期間の国民年金保険料を遡って一括納付したのに、未納とされていることは納付できないとして、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが認められなかった。

私は、郵便局で納付したかどうかははっきり覚えていないのに、前回の申立てに係る「年金記録に係る確認申立てについて(通知)」を見ると、申立期間の国民年金保険料は、郵便局で納付したと一方的に決めつけられた上、納付書がないと納付できないと記されていた。

しかし、私がB市の年金事務所に問い合わせたところ、納付書がなくても国民年金保険料を納付することができたとの回答を得ることができた。

今回は、申立内容を誤認した審議が行われたと思われることから、再申立てをするので、もう一度審議の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る前回の申立てについては、平成23年11月18日付けで、i) 申立人の基礎年金番号は9年3月に付番されていることが確認でき、申立人がこの頃に国民年金の加入手続を行ったと推定できることから、同年4月の時点において、申立期間のうち、8年4月から9年3月までの国民年金保険料は現年度納付が可能であるが、申立人が所持する同年4月16日にA県B市役所から発行された平成8年度分の現年度納付書を見ると未使用であること、ii) 申立人は、平成9年3月及び同年4月頃に申立期間の保険料を一括で納付書を使用せずに郵便局で納付し、その際、領収証書を1枚もらったように思うと陳述しているが、同年3月及び同年4月頃に申立期間の保険料を納付する場合、制度上、現年度納付書と過年度納付書の2通の納付書が必要となり、領収証書も

2枚受領することとなることから陳述と符合しない上、B市、C年金事務所及びD郵便局は、納付書が無い場合、申立期間の保険料を同市内の郵便局で納付することはできないと回答していること、iii) 加入手続時点で、申立期間のうち、7年3月から8年3月までの保険料は、過年度納付が可能であり、オンライン記録を見ると、申立人に対して9年4月7日に過年度納付書が発行された記録が確認できるが、申立人は、「現在所持している現年度納付書以外に、納付書が届いた記憶がない。」と陳述していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年11月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、年金事務所に問い合わせたところ、申立期間当時、納付書がなくても国民年金保険料を納付することができたと説明されたとしており、このことに関して、C年金事務所は、社会保険事務所（当時）に来訪した場合には、納付書がなくても現金納付が可能である旨を申立人に回答したと思うとしている。

しかし、C年金事務所は、申立期間当時、社会保険事務所の窓口において、過年度保険料の収納を行っていたものの、現年度保険料を現金で収納することはなかったとしており、過年度分の国民年金保険料と一括して現年度に当たる平成8年度の保険料を納付したと思うとする申立人の陳述は、当時の収納事務の取扱いと符合していない上、申立人は、申立期間当時、社会保険事務所に出向いたか否かの記憶は明確でないと陳述していることから、これは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人は、大学を卒業する前後の頃に、その母から、申立人の貯金口座に国民年金保険料の一部に充当するための資金を送金してもらった記憶があると、一貫して主張しているものの、それを裏付ける資料等は無く、今回改めて、申立人及びその母から、申立期間の保険料納付に係る当時の状況を聴取するとともに、B市等の関係機関に対して当時の事情等を照会したが、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情等は、得られなかった。

ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月から61年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月から61年6月まで

昭和60年1月に私が会社を退職した後、私の妻が、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料も納付してくれていたと思う。

その妻とは現在別居中であり、加入手続等に関する具体的な事情は分からないが、申立期間が未納とされていることは、納得できないのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄及びA県B市の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ると、申立人が国民年金の被保険者としての資格を取得した年月日は、いずれも、昭和62年6月28日と記されていることから、申立期間は、未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、その手帳記号番号の前後の被保険者の年金記録から、昭和63年8月頃と推認され、60年1月の会社退職後に加入手続を行ったとする申立人の陳述は、このことと符合しない。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与していない上、申立期間の保険料を納付していたとされるその妻は、現在別居中であることもあって、当時の納付状況に関する同人の陳述も得られない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる各種の氏名検索とともに、居住したことがありと申立人が陳述する複数の住所地に係る手帳記号番号の払出しの可能性について、氏名検索を行ったが、申立人のものと判断できる別の手帳記号番号は、見当たらない。

かった。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 5 月から 55 年 3 月までの期間、59 年 4 月から 60 年 6 月までの期間及び 62 年 7 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 5 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 59 年 4 月から 60 年 6 月まで
③ 昭和 62 年 7 月から 63 年 3 月まで

昭和 54 年 5 月に私が会社を退職したので、私の妻が、国民年金の加入は義務だと思い、その頃に加入手続を行い、以降、私が大学に入学した前月に当たる 55 年 3 月までの国民年金保険料を納付してくれていた。

また、大学卒業後の昭和 59 年 4 月から会社に就職する前月の 60 年 6 月までの申立期間②の間は、A 事業所で B 職として勤務していたが、この期間に係る私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は私の妻が行ってくれたと思う。

なお、その A 事業所で勤務していた期間のうち「ねんきん特別便」を見ると、昭和 59 年 7 月から 60 年 5 月まで、その事業所において厚生年金保険に加入しているので、この期間は、厚生年金保険と国民年金の双方の保険料を納付していたことになるが、まだ、国民年金保険料は還付されていないと思う。

さらに、外国の事業所での勤務のために出国した昭和 62 年 6 月 24 日から 63 年 3 月 29 日に帰国するまでの期間についても、帰国後に、私の妻が私の国民年金に係る加入手続を行い、国民年金保険料として約 20 万円を一括して納付してくれた。

いずれにしても、私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、全て私の妻が行ってくれていたはずなのに、申立期間①、②及び③のそれぞれの期間が未納とされていることは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るC市の国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、初めての国民年金手帳記号番号が、昭和54年6月20日付けで払い出されているものの、これが取消しとなっていることが確認できる。併せて同市の昭和54年度の「国民年金保険料収納・収滞納一覧表」の申立人に係る手帳記号番号欄を見ると、同欄にも資格喪失を表す記号が記されている上、同年度の収納月日欄は白紙となっていることが確認できる。これらのことから、この手帳記号番号は、払出し後、国民年金保険料の収納が無いまま、同年度中に取り消されたものと推認できる。

なお、申立人が所持する年金手帳においても、この国民年金手帳記号番号が、二重線で抹消されていることが確認できる。

次に、申立人には、別の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、この手帳記号番号の前後の被保険者の年金記録から、申立人が当初の厚生年金保険被保険者としての資格を喪失した日に当たる昭和54年5月16日を、国民年金の強制加入被保険者の資格取得日として、平成2年4月及び同年5月の間に払い出されたものと推認できる。

また、申立人に係る2番目の国民年金手帳記号番号のオンライン記録を見ると、i) 昭和54年5月16日の資格取得、ii) 55年4月1日の資格喪失、iii) 59年4月1日の資格取得及び60年7月1日の資格喪失、iv) 62年7月1日の資格取得及び63年4月7日の資格喪失、v) 平成2年4月1日の資格取得の記録は、いずれも同年6月13日にまとめて遡って追加処理されたものであることが確認できることから、申立期間は、この追加処理が行われる時期の直前まで未加入期間であり、これらの各記録が追加された時点において、既に時効が成立していることから、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

なお、オンライン記録から、昭和59年7月1日の資格喪失及び60年6月30日の資格取得の記録は、同期間における厚生年金被保険者としての記録が判明したことから、平成19年3月16日に追加されていることが確認できる。

さらに、日本国籍を有する被用者年金に加入していない20歳以上の者が海外に居住している期間は、制度上、国民年金の任意加入期間であることから、その海外居住期間経過後の時点において、遡って加入することができない期間である。

加えて、申立人は、加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行っていたとするその妻からは、各申立期間に係る加入手続及び国民年金保険料の納付についての具体的な陳述を得ることができず、保険料納付等の詳細は不明であるほか、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿検索ツールによる検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は、見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間についての国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から同年10月まで
時期は定かでないが、父親がA県B市役所で国民年金の加入手続をしてくれたと思う。

申立期間の国民年金保険料は、父親又は母親のいずれかが、金融機関の窓口で遡って納付してくれたと思う。

申立期間当時、一緒に同居していた両親及び姉は納付済みで、私だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録によると、平成5年5月から6年3月までの期間の免除承認を受けた後、同期間のうち、5年5月から同年7月までの国民年金保険料は現年度納付されているが、当該保険料については、免除期間中の過誤納として、同年11月に、申立期間直前の4年4月から同年6月までの保険料に充当処理されていることが確認でき、この時点において、申立期間の保険料は未納であった可能性が考えられる。その後、申立期間直後の4年11月から5年3月までの国民年金保険料については、6年12月に過年度納付されていることが確認でき、この時点において、申立期間の保険料は、時効で制度上、納付することができない。

また、申立期間の国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の両親に聴取したところ、申立人の保険料は未納無く、全て納付したと述べているが、当時の具体的な状況等については覚えておらず、申立期間の保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 21 日から 36 年 3 月 10 日まで
厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページを含む前後計 10 ページに記載された女性従業員のうち、申立人と同一時期(おおむね前後 2 年以内)に脱退手当金の受給要件を満たし、厚生年金保険被保険者資格を喪失した 26 人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、21 人に支給記録が見られ、そのうち申立人を含む 20 人が資格喪失後 6 か月以内に支給決定されている上、同一支給決定日の受給者が散見できる。

また、当該 20 人のうち 1 人は、「A社を退職時に、同社の担当者から脱退手当金について説明を受けた。退職時にもらった厚生年金保険被保険者証には、『脱退』のスタンプが押されていた。」旨陳述をしていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間と申立期間後の厚生年金保険被保険者期間では別番号となっているところ、これは、脱退手当金を受給したために異なっていると考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 11 月 1 日から 32 年 10 月 1 日まで
② 昭和 33 年 8 月 1 日から 34 年 2 月 1 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録状況について照会したところ、申立期間①及び②の被保険者記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①は、A社で、申立期間②は、B社でそれぞれ勤務しており、いずれも給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社の所在地及び業務内容等を具体的に記憶しており、申立人の陳述内容が同社に係る商業登記簿の記載内容とおおむね符合していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録において、A社は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、A社は既に解散しており、当時の事業主も所在が明らかでないことから、申立人が勤務した期間及び申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は、複数の同僚の名前を挙げているものの、いずれも名字のみの記憶であることから、当該同僚を特定できず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況等について確認できない。

申立期間②について、オンライン記録によると、B社は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、B社は、所在地を管轄する法務局において商業登記の記録が確認で

きず、申立人も、同社の事業主及び同僚等の名前を記憶していないことから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

一方、オンライン記録によると、申立期間当時、申立人が記憶する所在地付近において、申立てに係る事業所と同業種で、名称が類似する厚生年金保険の適用事業所（C社）が確認できる。

しかし、C社は、「申立期間当時の資料は無く、申立人が当社に勤務していたかどうかも分からない。」旨回答している。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる93人のうち、所在の判明した23人に照会し、14人から回答を得られたものの、申立人が同社で勤務していたとする陳述は得られなかった。

さらに、当該回答が得られた14人のうち4人は、「当時、C社では、数か月の試用期間があり、その期間は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」旨回答しており、申立期間当時、C社では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は、「自身の業務は、D職であったが、E職をさせられたこともあった。」旨陳述しているところ、当該試用期間があったと回答している4人のうち1人は、「試用期間においては、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。E職及びD職等の職種は、人の出入りが激しく、事業所が従業員に係る厚生年金保険の被保険者資格取得届の手続を行う前に退職する人もいた。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月 1 日から 55 年 8 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の被保険者記録が無いとの回答をもらった。
私は、昭和 52 年 3 月 1 日にA社に入社し、管理職として 55 年 7 月 31 日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主の陳述及び申立人から提出された辞令から、期間は特定できないものの、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、B社に商号変更した後の昭和 62 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できない上、商業登記簿によると、その業種がC業務に該当することが確認できることから、A社は、厚生年金保険の強制適用事業所には該当しなかったものと判断される。

また、申立人は、複数の同僚の名前を挙げているものの、いずれも名字のみの記憶であることから、当該同僚を特定できず、申立人が挙げた同僚からは、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況等について確認できない。

さらに、申立期間当時の取締役のうち、連絡先の判明した一人は、「A社は、C業務だったので厚生年金保険には加入できず、当時の従業員の厚生年金保険の記録は無いはずである。」と回答している。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、同社が厚生

年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している者で、所在の判明した9人に事情を照会したところ、3人から回答を得たが、そのうちの2人は、申立期間当時にA社に在籍しておらず、残りの1人は、「申立期間当時、A社は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」旨陳述しており、同人は、オンライン記録により申立期間において国民年金に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 10 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)の記録によると、申立期間の標準報酬月額が、9万2,000円に訂正されているが、平成3年10月から5年頃までは150万円、同年頃から9年2月までは100万円、同年2月からは50万円の報酬を得ていた。

平成20年11月頃に、社会保険事務所の職員二人が来宅し説明があったが、記録の改ざんと思われるので、申立期間に係る標準報酬月額を実際の給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、平成3年10月から6年10月までは53万円、同年11月から9年9月までは59万円、同年10月から10年3月までは50万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(平成10年4月1日)より後の11年2月22日付けで、申立期間の全期間について、遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿により同社の取締役であることが確認できる申立人の妻についても、申立人と同日の平成11年2月22日付けで、標準報酬月額が遡及して訂正されていることが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所であった全期間について、申立人は事業主であったことが確認できるとともに、同社に係る商業登記簿によると、申立人は、同社が法人化した平成3年10月2日から17年3月3日までの期間について、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「A社で社会保険関係の事務を行っていたのは、妻である。また、平成10年頃、社会保険料の滞納があり、妻が社会保険事務所に相談に行った。」と陳述している上、申立人の妻は、「社会保険事務及び経理を担当しており、滞納金の相談で、2度ほど社会保険事務所に行った。代表者印は私が管理していた。」と陳述している。

これらの事情等を踏まえると、上記遡及訂正処理については、社会保険事務所が、代表取締役であった申立人の同意を得ずに又は申立人の一切の関与もなしに処理を行ったものと認めることはできない。

以上の事情及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録の訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 8 年 9 月 30 日まで
社会保険事務所(当時)の記録によると、申立期間の標準報酬月額が、9 万 2,000 円に訂正されているが、申立期間において、50 万円の報酬を受けていた。

平成 20 年 11 月頃に、社会保険事務所の職員二人が来宅し説明があったが、記録の改ざんと思われるので、申立期間に係る標準報酬月額を実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、50 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成 10 年 4 月 1 日)より後の平成 11 年 2 月 22 日付けで、申立期間の全期間について、遡って 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿により同社の代表取締役であることが確認できる申立人の夫についても、申立人と同日の平成 11 年 2 月 22 日付けで、標準報酬月額が遡及して訂正されていることが確認できる。

しかしA社に係る商業登記簿によると、申立人は、同社が法人化した平成 3 年 10 月 2 日から現在に至るまで、同社の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険事務及び経理を担当しており、滞納金の相談で、2 度ほど社会保険事務所に行った。代表者印は私が管理していた。」と陳述しているところ、申立人の夫は、「A社で社会保険関係の事務を行っていたのは、妻である。また、平成 10 年頃、社会保険料の滞納があり、妻が社会保険事務所に相談に行った。」と陳述している。

これらの事情等を踏まえると、申立人は社会保険事務を担当する取締役として上記遡及訂正処理について関与したものと認められる。

以上の事情及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録の訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月から 51 年 3 月まで
厚生年金保険の加入記録状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。
以前から知人であったA社の事業主に誘われ、B市にあった同社のC職担当者として勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿の記録及び当時の住宅地図において、申立人が陳述している場所に、A社の所在が確認できること並びに同社の事業主の氏名及び業種が申立人の陳述と一致することから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録において、A社は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、連絡先が判明したA社の元事業主及び元取締役一人からは、照会に対する回答が得られないことから、申立人の同社における勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月 1 日から平成 9 年 8 月 1 日まで
年金事務所で、申立期間の標準報酬月額を引き下げる処理が平成 9 年に行われていると聞いた。しかし、申立期間当時の報酬月額は、最高等級の標準報酬月額以上であり、標準報酬月額を遡って引き下げる手続はしていないので、申立期間の標準報酬月額を実際の報酬月額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、昭和 60 年 10 月から平成元年 11 月までは 47 万円、同年 12 月から 6 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 9 年 7 月までは 59 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(平成 9 年 8 月 1 日)より後の同年 8 月 26 日付けで、遡及して 9 万 8,000 円に減額訂正されている。

一方、申立人から提出されたA社の決算報告書等によると、申立人の申立期間当時の報酬月額及び厚生年金保険料控除額は、いずれも遡及訂正前の標準報酬月額に見合う額となっており、同社は厚生年金保険料を滞納していたと申立人等が陳述していることを踏まえると、申立人の標準報酬月額について、実態に反した遡及訂正処理が行われたと考えられる。

しかし、A社に係る商業登記の記録により、当該遡及訂正処理時点において、申立人が同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、自身の標準報酬月額が遡及して減額訂正されることは知らなかったと主張しているが、一方で、「A社が平成 9 年に倒産した後、社会保険事務所(当時)で社会保険料の支払について相談したことがある。」と陳述

していることからすると、社会保険事務所が、代表取締役であった申立人の関与もなしに、当該遡及訂正処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役として、A社の業務執行に責任を負っていた申立人が、自らの標準報酬月額に係る減額訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月1日から29年10月1日まで

私は、申立期間に祖父の経営するA社で勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。

A社は、B業務を行っており、私はC職であった。入社当初から昭和29年3月までは定時制高校に通いながらの勤務であった。

A社を退職する際、当時の事業主の三男で事務を担当していた者が、「君には厚生年金保険を掛けていたので、年金を受給申請する際には忘れないように。」と言っていたことを記憶している。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚の陳述等から判断して、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できず、後継事業所であるD社は、申立期間より後の昭和61年10月1日に適用事業所となっている。

また、前述の同僚は、「申立期間当時、A社は従業員が少数であったので、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と陳述しており、オンライン記録では、当該同僚の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

さらに、申立人の祖父である申立期間当時の事業主及び申立人が事務担当であったとする当該事業主の三男は、いずれも既に死亡している上、後継事業所であるD社は、平成22年に適用事業所ではなくなっており、同社の取締役であった者も、当時の資料は残っていないと回答していることから、申立

人の申立期間に係る厚生年金保険料控除等の状況について確認できない。

加えて、D社が適用事業所となった昭和 61 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得している元従業員の一人名は、「私は昭和 48 年から勤務していたが、61 年に会社が厚生年金保険に加入する前は、厚生年金保険料は控除されていなかった。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 11 月頃から 26 年 3 月 1 日まで
② 昭和 26 年 6 月 21 日から 27 年 4 月頃まで

私は、昭和 25 年 11 月頃に A 社（現在は、B 社）に入社し、27 年 4 月頃に退職するまで、C 職として勤務していた。

しかし、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間①及び②の加入記録が無かった。当該期間においても、A 社に在籍し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B 社は、「当時の資料が無く、申立人の入退社日等は不明。」と回答している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に被保険者資格を有する同僚 16 人に照会し、10 人から回答を得たが、申立人の入社時期を明らかとする陳述及び当該期間の勤務実態に係る陳述は得られなかった。

さらに、A 社で昭和 30 年頃から社会保険事務を担当していたとする者は、「中途採用者の場合、入社後 3 か月程度の試雇期間があり、本採用となった時点で社会保険に加入させていた。また、試雇期間の給与から保険料を控除することはなかった。」と陳述している。

加えて、複数の同僚も、「入社後 3 か月程度は社会保険に加入しない期間であり、当該期間中は給与から保険料は控除されていなかった。」旨陳述している。

申立期間②について、B 社は、前述のとおり、「当時の資料が無く、申立人

の入退社日等は不明。」と回答している。

また、上記被保険者名簿において、申立期間②に被保険者資格を有する同僚30人に照会し、17人から回答を得たが、申立人の退職時期を明らかとする陳述及び当該期間の勤務実態に係る陳述は得られなかった。

また、申立人は、「退職前の数か月間は、D職業務に変更となり、その業務終了後はC職に戻って勤務していた。」と陳述しているところ、前述の社会保険事務を担当していたとする者及びE職を担当していたとする者は、いずれも「当時、『D職』と呼ばれる者は、A社の正規従業員として取り扱われていなかったもので、社会保険には加入させておらず、保険料も控除していなかった。また、同社の正規従業員が『D職』として派遣されるようなことはなく、『D職』と同社のC職業務との間における職種間の異動も行われていなかった。」旨陳述している。

さらに、申立人は、「D職」に従事していた同僚として3組の夫婦の氏名を挙げているが、上記被保険者名簿によると、このうち2組の夫婦については、申立期間より後の昭和32年5月1日に被保険者資格を取得しており、残る1組の夫婦については、A社における被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 44 年 10 月 10 日から 45 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 45 年 1 月 20 日から同年 7 月 1 日まで
④ 昭和 48 年 3 月 1 日から同年 12 月 21 日まで
⑤ 昭和 48 年 12 月 21 日から 49 年 4 月 21 日まで

申立期間①はA社でB業務に従事し、申立期間②はC社でD職に従事し、申立期間③はE社でD職に従事し、申立期間④はF社でD職に従事し、申立期間⑤はG社でD職に従事し、いずれも正社員として勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録において、申立人が勤務したとするA社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人が主張するA社の所在地を管轄する法務局において、同事業所に係る商業登記の記録は確認できない上、申立期間①当時の住宅地図を見ても、A社という名称の事業所は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①当時の事業主及び同僚について、名字しか記憶しておらず、その所在を特定できないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認できない。

申立期間②について、申立人は、C社の業務内容など、従業員でなければ知り得ない事情を具体的に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社でD職として勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間②当時の事業主は、「D職で3か月程度の勤務なら、厚生

年金保険に加入させなかった可能性がある。厚生年金保険に加入させるまでの間に、給与から保険料を控除することはなかった。」と陳述している。

また、申立人及び複数の元従業員は、「申立期間②当時のC社の従業員数は100人以上であった。」と陳述しており、元従業員の一人から提出された当該期間当時のC社の集合写真にも、128人の従業員が写っているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる当時の被保険者数は、最大でも88人である。

これらのことから、申立期間②当時、C社では、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険被保険者資格を取得させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間②の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

申立期間③について、同僚の陳述等から判断して、期間は特定できないものの、申立人がE社で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、E社は、昭和45年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③に適用事業所であった記録は確認できない。

また、E社は、昭和61年6月1日に適用事業所ではなくなっており、申立期間③当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除等の状況を確認できない。

さらに、E社が適用事業所となった昭和45年10月1日に被保険者資格を取得している複数の元従業員は、「私は申立期間③当時もE社に勤務していたが、その時、同社はまだ厚生年金保険に加入していなかったため、給与から保険料は控除されていなかった。」と陳述している。

加えて、上記被保険者名簿において、申立人が同時期に勤務していたとする同僚の被保険者記録も見当たらない。

申立期間④について、同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人がF社でD職として勤務していたことが推認できる。

しかし、F社は、昭和52年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間④当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除等の状況を確認できない。

また、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人がD職であったとして氏名を記憶している同僚のうち、複数の者の被保険者記録が確認できず、そのうちの一人は、「F社では、厚生年金保険に加入しておらず、給与から保険料も控除されていなかったと思う。」と陳述している。

さらに、申立期間④にF社でD職として勤務していたとする者の中には、被保険者資格の取得日が入社日の7か月後となっているとする者もいることから、当該期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険被

保険者資格を取得させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、上記被保険者名簿において、申立期間④の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

申立期間⑤について、申立人は、G社の業務内容など、従業員でなければ知り得ない事情を具体的に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、G社は、平成9年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間⑤当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除等の状況を確認できない。

また、G社の複数の元従業員は、申立期間⑤当時の従業員数は30人以上であったと陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認できる当時の被保険者数は、最大でも20人であることから、当該期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険被保険者資格を取得させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、上記被保険者原票において、申立期間⑤の健康保険整理番号に欠番は無く、同原票の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13346 (事案 12759 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月から26年9月18日まで

夫はA社B支店に昭和24年4月から勤務していたのに、夫の厚生年金保険被保険者記録が、26年9月18日からとなっているのは納得できないとして年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、年金記録の訂正は不要との通知を受け取った。

今回、夫の弟が申立期間の状況について話をしてくれることになったので、当時の事情を聴いて、申立期間を夫の厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社B支店は、昭和37年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は、連絡先が明らかでない上、申立人を同社に紹介したとするその叔父も、既に死亡していること、ii) 同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる者27人に照会し、12人から回答を得たが、いずれも申立人の勤務開始時期を記憶していないこと等から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年11月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の妻は、申立期間当時の状況を、申立人の弟から聞き取りしてほしいとしているところ、申立人の弟は、「兄がA社B支店に勤務し、その寮に入っていたことは覚えている。兄が同社に勤務し始めた時期までは分

からないが、朝鮮戦争の前から働いていたような気がする。」と陳述している。

しかし、申立人の弟は、「申立期間当時、私は 12 歳ないし 14 歳であり、兄の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」と陳述している。

また、今回、オンライン記録において、申立期間に A 社 B 支店で被保険者資格を有する者 104 人に対して新たに文書照会を行い、59 人から回答を得たが、このうち複数の者が、申立期間当時の従業員の雇用形態には正社員及び臨時社員などの違いがあり、全員が厚生年金保険に加入していたわけではなかった旨陳述している上、入社日と被保険者資格の取得日に 1 年以上の開きがあるとする者も複数いることから、申立期間当時、同社 B 支店では、必ずしも全ての従業員について入社後すぐに厚生年金保険被保険者資格を取得させていたわけではなかったことがうかがえる。

そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年頃から 6 年頃まで

私は、申立期間において、A社及びB社では、C職、D職、E職、F職及びG職として、また、H社、I社及びJ社では、C職、K職及びL職として勤務した。

しかし、年金事務所の記録では、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとされている。

それぞれの事業所における入退社時期及び勤務期間は記憶していないが、全て正社員として勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立期間当時の全ての正社員に係る人事記録を保存しているが、申立人が当社に勤務した記録は確認できない。また、申立期間当時、当社には女性F職は存在していなかった。」と回答している。

B社は、「申立期間当時の全ての正社員に係る人事記録を保存しているが、申立人が当社に勤務した記録は確認できない。また、当社はD職、F職及びG職は、それぞれ独立した職種として採用及び育成を行っており、全ての職種を兼務できるような社員の育成は行っていない。F職及びG職については、資格の取得等に数年を要するため、双方の業務に従事することは事実上不可能である。」と回答している。

H社及びI社は、いずれも「申立期間当時の全ての正社員に係る人事記録を保存しているが、申立人が当社に勤務した記録は確認できない。」と回答している。

J社は、「申立期間当時の全ての従業員に係る人事記録を保存しているが、

申立人の記録は確認できないため、雇用していないと考えられる。また、申立期間当時、当社には女性のK職はいなかった。」と回答している。

また、上記5社が加入している健康保険組合（S健康保険組合、M健康保険組合、N健康保険組合及びO健康保険組合）並びにB社が加入しているP企業年金基金は、いずれも「申立人の申立期間における加入記録は見当たらない。」と回答している。

さらに、申立人が従事したとする業務（F職、G職及びK職）に必要な免許の交付記録について、Q組織及びR組織に照会したが、両組織共に「申立人に係る交付記録は見当たらない。」と回答している。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、平成2年1月から同年5月までの期間、同年7月及び同年8月について、国民年金保険料を納付しており、5年4月から6年12月までの期間については、国民年金保険料の納付が申請免除されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年6月1日から30年6月17日まで
② 昭和30年11月26日から31年9月19日まで
③ 昭和31年11月26日から32年5月29日まで

A社B支店に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金は請求も受給もした覚えがない。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後計31ページに記載された女性従業員のうち、申立人と同時期に脱退手当金の受給要件を満たし、資格を喪失した59人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、41人に支給記録が有り、そのうち40人（申立人を含む。）が資格喪失後5か月以内に支給決定されている上、支給決定日が同一である者も散見されることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、脱退手当金が支給されたことを示す「脱退手当金」の記載が確認できるほか、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然な点は見られない。

さらに、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が申立期間に

係る脱退手当金を受給することに不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日が、昭和 60 年 7 月 31 日と記録されている。しかし、月末は有給休暇を取得したため、同社には同年 7 月 31 日まで在籍しており、資格喪失日は同年 8 月 1 日となるはずなので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社には昭和 60 年 7 月 31 日まで在籍していた。」と主張しているが、A社は、「申立人が当社に在籍していたのは、昭和 60 年 7 月 30 日までである。申立期間当時の保険料控除等に関する資料は無いが、資格喪失月の保険料を給与から控除することはない。」と回答している上、雇用保険の加入記録においても、申立人の離職日は昭和 60 年 7 月 30 日とされている。

また、申立期間同時にA社で厚生年金保険被保険者であった者に照会し、7人から回答を得たが、いずれの者も申立人の退職日について分からないと回答している。

さらに、申立人と同じく、月の末日（昭和 60 年 3 月 31 日）に被保険者資格を喪失している同僚の一人から提出された給与支給明細書を見ると、A社では、毎月の厚生年金保険料を翌月の給与から控除していたことがうかがえるところ、資格喪失月（昭和 60 年 3 月）の給与からは前月（昭和 60 年 2 月）の保険料しか控除されておらず、資格喪失月に係る保険料は控除されていないことが確認できる。

加えて、オンライン記録において、昭和 60 年中にA社で被保険者資格を喪失した者の記録を見ると、申立人と同様に月の末日に資格を喪失している者が複数人確認でき、申立人の資格喪失日のみが不自然であるという状況は見

られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年9月21日から8年10月1日までの期間については、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成8年10月1日から11年8月1日までの期間については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月21日から11年8月1日まで
年金事務所の加入記録では、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額よりも低く記録されているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年9月21日から8年10月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、26万円と記録されていたところ、同年5月8日付けで、厚生年金保険被保険者資格の取得日である7年9月21日に遡及して、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円に訂正する旨の処理が行われている。

また、申立人以外の被保険者29人の標準報酬月額についても、申立人と同様に平成8年5月8日付けで、6年3月1日に遡及して、それぞれの厚生年金保険被保険者資格の取得日から8年10月1日までの期間についての標準報酬月額を減額訂正する旨の処理が行われていることが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、当該遡及訂正処理当時、同社の取締役であったことが確認できる上、元従業員の陳述から判断して、申立人は、当該遡及訂正処理当時、同社の厚生年金保険に係る事務を主管する立場にあったことが認められる。

また、申立人のA社における立場について、元同僚の取締役は、「申立人は、

社長と二人で会社の資金繰りを行っており、会社の借入金の連帯保証人にもなっていた。また、社長に対し、いろいろアドバイスする立場にあった。」旨陳述している。

さらに、申立人は、「申立期間当時、会社の資金繰りは悪く、厚生年金保険料を滞納していた。私は、取締役として経理を担当していた。申立期間の標準報酬月額減額処理に係る届出は、自身が行った。」旨陳述しているとともに、自らがA社の金融機関からの借入等についても決裁権を持っていた旨認めていることから、申立人の同社における権限は大きく、当該遡及訂正処理に係る意思決定についても、事業主と同等の権限を有していたことが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がA社の経理部門を主管する取締役として、自らの標準報酬月額減額処理に関与しながら、標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、当該期間について、標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間のうち、平成8年10月1日から11年8月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、8年10月の定時決定処理により、9万8,000円と記録されているが、当該処理と上記の遡及訂正処理の直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらないことから、社会保険事務所（当時）の処理が不合理であったとまではいえない。

また、A社の経理部門を主管する取締役であった申立人は、「標準報酬月額減額訂正を行った平成8年5月以降は、訂正後の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を給与から控除した。」旨陳述している。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 3 月 20 日から 31 年 11 月 28 日まで
② 昭和 39 年 8 月から 42 年 3 月 1 日まで

申立期間①について、中学校を卒業した直後の昭和 29 年 3 月 20 日に、兄の紹介により A 社に入社し、次の会社に転職する直前まで勤務したのに、同社での被保険者記録が無いのはおかしい。

また、申立期間②について、昭和 39 年 8 月に B 社の取引先だった C 社（後の D 社）の事業主に引き抜かれて入社したのに、同社での資格取得日が 42 年 3 月 1 日となっているのはおかしい。

いずれの期間も勤務していたのは間違いないので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の兄及び同僚二人の陳述から、期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことが推認できる。

しかし、商業登記簿によると、A 社は、昭和 49 年 10 月 * 日に解散しており、申立期間①当時の事業主は、既に亡くなっていることから、申立人の同社における勤務期間及び厚生年金保険料控除について確認できない。

また、A 社に係る事業所整理記号番号払出簿によると、同社は、申立期間①中の昭和 30 年 5 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

さらに、申立人は、「A 社に入社する際、厚生年金保険に加入することを確認しているので、入社と同時に加入しているはずである。」旨主張しているものの、上記の同僚二人のうち、i) 一人は、「私が入社した時、同時に入社した者はいなかった。」旨陳述しているところ、A 社に係る健康保険厚生年金保

険被保険者名簿によると、当該同僚に係る厚生年金保険の資格取得日は、別の従業員二人と同日であることが確認できること、ii)別の一人は、「申立人は、中学を卒業したばかりだったので試用期間があったのではないか。その場合は、厚生年金保険に加入しておらず、保険料控除もなかったと思う。」旨陳述していることから判断すると、同社では申立期間①当時、必ずしも全ての従業員を入社と同時に被保険者資格を取得させていたわけではないことがうかがえる。

加えて、A社に係る前述の被保険者名簿において、申立期間①に健康保険整理番号の欠番は無い。

申立期間②について、申立人が記憶する同僚の陳述から、入社時期は特定できないものの、申立人が昭和42年3月1日以前からC社に勤務していたことが推認できる。

しかし、C社に係る事業所整理記号番号払出簿によると、当該事業所は、昭和42年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②において適用事業所であった記録が確認できない。

また、申立人が記憶する上記の同僚は、「昭和40年6月にC社に入社した。」旨陳述しているところ、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該同僚は、申立人と同じ昭和42年3月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、商業登記簿によると、D社は、昭和52年3月*日に破産しており、申立期間②当時の事業主は、既に亡くなっていることから、申立人の入社時期及び申立期間②における厚生年金保険料控除について確認できない。

加えて、申立人は、申立期間②に勤務していたとする同僚4人（名字のみ）を記憶しているところ、C社に係る前述の被保険者原票を縦覧したが、当該4人に該当する被保険者記録は見当たらず、上記の申立人と同日に被保険者資格を取得している同僚は、「C社が厚生年金保険の適用事業所となる以前の期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうか分からない。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月5日から同年7月1日まで
② 昭和25年9月30日から26年1月5日まで

私は、申立期間①について、昭和25年4月にA社が倒産した後も同社で同年7月1日まで業務を継続していた。

また、申立期間②について、B社に、昭和25年9月に入社し、入社日から本採用となった。

両申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、昭和26年6月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、既に解散していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認できない。

また、申立人が、倒産後のA社で継続して勤務していたと記憶している、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる同僚7人のうち2人は、申立人と同日の昭和25年4月5日に被保険者資格を喪失している。

さらに、当該7人のうち6人は、既に死亡しており、唯一陳述を得られた1人は、「申立人の名前を覚えてはいるが、申立期間①当時のことは全く覚えていない。」旨陳述しており、申立人の申立期間①における勤務実態を確認できない。

加えて、A社に係る前述の被保険者名簿で、申立期間①に被保険者記録が確認でき、同社の倒産後も残務整理をしていたとする複数の同僚は、いずれも「申立人を知らない。」旨陳述している。

申立期間②について、B社から提出された申立人に係る退職慰労金計算書に

よると、申立人の同社における在職期間は、昭和25年9月25日から60年1月31日までと記載されていることから、申立人が申立期間②に同社に勤務していたことが認められる。

しかし、B社から提出された申立人に係る労働者名簿によると、申立人の雇入年月日及び健康保険被保険者の資格取得日は、昭和26年1月5日と記載されていることが確認できる。

また、B社は、「申立人の退職慰労金計算書及び労働者名簿の記載から、昭和25年9月25日に入社した申立人は、試用期間を経て、26年1月5日に正社員となったと思われるが、申立期間②当時、試用期間中の従業員は厚生年金保険に加入させておらず、保険料を控除することもなかったと思われる。また、健康保険と厚生年金保険は同日に被保険者資格を取得することから、申立人の当社での厚生年金保険被保険者の資格取得日は、健康保険被保険者の資格取得日と同日の同年1月5日であると思われる。」旨回答している。

さらに、上記の唯一陳述が得られた同僚について、申立人は、「A社が倒産した後も同社に残り、業務を継続した後、私と同時期にB社に入社したと記憶している。」と陳述しているところ、当該同僚は、「私は、A社の紹介で、同社を退職後すぐにB社に入社した。」旨陳述しているものの、オンライン記録によると、当該同僚のB社における被保険者の資格取得日は、同人が記憶する入社時期から約5か月後であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。